

# 被災宅地危険度判定制度について

長野県 建設部 都市・まちづくり課

# 被災宅地 危険度判定制度とは？

## 目的

地震・大雨により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際、宅地の二次災害を軽減・防止すること

## 方法

被災宅地危険度判定士が宅地の被害状況を調査し、危険の程度（危険・要注意・調査済）の判定・表示をする

### 被災建築物応急危険度判定とのちがい

宅地を見るのが 被災宅地危険度判定  
建物を見るのが 被災建築物応急危険度判定  
一般に、被災建築物応急危険度判定が先に行われる



# 判定の実施



実施主体

**市町村**

県は市町村の要請により実施を**支援**します

県から判定士に**協力を要請**します

判定士は、**判定活動に協力**（ボランティア）します

# 危険度判定士について



判定を行う技術者

判定士は講習会を受講し、登録された者

5年毎の更新が必要

# 実際の様子



## ① 擁壁の確認



## ② 宅盤の確認



# 実際の様子



## ③ 詳細調査



## ④ 結果の掲示



# 判定ステッカーについて

## 判定ステッカー（A3サイズ）の表示

被災宅地危険度判定結果	
<b>危険宅地</b> <b>UNSAFE</b>	
◆この宅地に入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談してください	
注記:	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
<input type="text"/>	電話( ) 災害対策本部 -

被災宅地危険度判定結果	
<b>要注意宅地</b> <b>LIMITED ENTRY</b>	
◆この宅地に入る場合は十分に注意してください ◆応急的に補強する場合は専門家に相談してください	
注記:	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
<input type="text"/>	電話( ) 災害対策本部 -

被災宅地危険度判定結果	
<b>調査済宅地</b> <b>INSPECTED</b>	
◆この宅地の被災程度は小さいと考えられます	
注記:	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
<input type="text"/>	電話( ) 災害対策本部 -

# 制度制定の経緯について

## 阪神淡路大震災（H7. 1. 17）

- ✓ 丘陵地の住宅団地等で多数の宅地被害が発生
- ✓ 余震等による二次災害の危険性
- ✓ 旧住宅・都市整備公団、宅地擁壁技術協会等による宅地被害調査の実施
- ✓ **危険度判定に関する全国的な制度整備が必要**





# 制度制定の経緯について

## 被災宅地危険度判定連絡協議会設立 (H9.5.23)

### 1. 構成員（会員）

- ・ 47 都道府県
- ・ 12 政令指定都市 ⇒ 18 政令指定都市
- ・ 旧住宅・都市整備公団（（独）UR都市機構）  
【事務局：全国宅地擁壁技術協会】

### 2. 設立趣旨

- ・ 全国相互支援体制の確立
- ・ 統一の判定基準の整備

# 制度制定の経緯について

## 3 主な事業内容(当初5年間)

- ・ 実施要綱の策定 (H.10.2.26)
- ・ 制度の普及・啓発 (ホームページ等の作成)
- ・ 会員相互の支援体制の整備
- ・ 判定に関する各種マニュアルの作成
- ・ 宅地判定士養成講習会の実施 (目標数: 10,000人以上)

**平成14年度で基本的な作業が完了**



**さらに各都道府県で実施体制を整備していく**

# 制度制定の経緯について

## 各都道府県における実施体制の整備

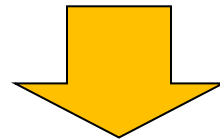
協議会実施要綱では、各都道府県は、必要に応じて下記事項等について定めることとしている。  
(協議会要綱 第15条関係)

- ✓ 地域防災計画（各都道府県）への位置付け
- ✓ 県における実施要綱等の策定
- ✓ 県および各市町村間の連絡協議会の設立
- ✓ 判定士及び判定調整員の養成

# 長野県の実施体制について

## 実施要綱の制定 (H13.11.5施行)

- ✓ 長野県被災宅地危険度判定実施要綱
- ✓ 長野県被災宅地危険度判定士登録要綱



**平成 1 5 年度から県主催で養成講習会を実施**

# 実施要項の要点について

## 第1条（目的）

- ✓ 危険度判定は余震等による**二次災害の軽減・防止**が最大の目的
- ✓ 危険度判定が実施される災害の種類  
**大地震または豪雨**による災害
- ✓ 危険度判定が実施される災害の規模  
災害対策本部が設置されることとなる規模の災害  
(**震度5弱以上など**)で広範囲に被災した場合

# 実施要項の要点について

## 第2条(用語の定義)

### 第1号(宅地)

#### 危険度判定の**対象となる宅地**は

- ① 住宅のある敷地
- ② 実施本部(市町村)が必要と認める建築物の敷地  
例) 避難施設(体育館、公民館等)の敷地
- ③ これらの宅地に危険を及ぼす恐れのある土地  
例) 敷地に接する自然斜面等

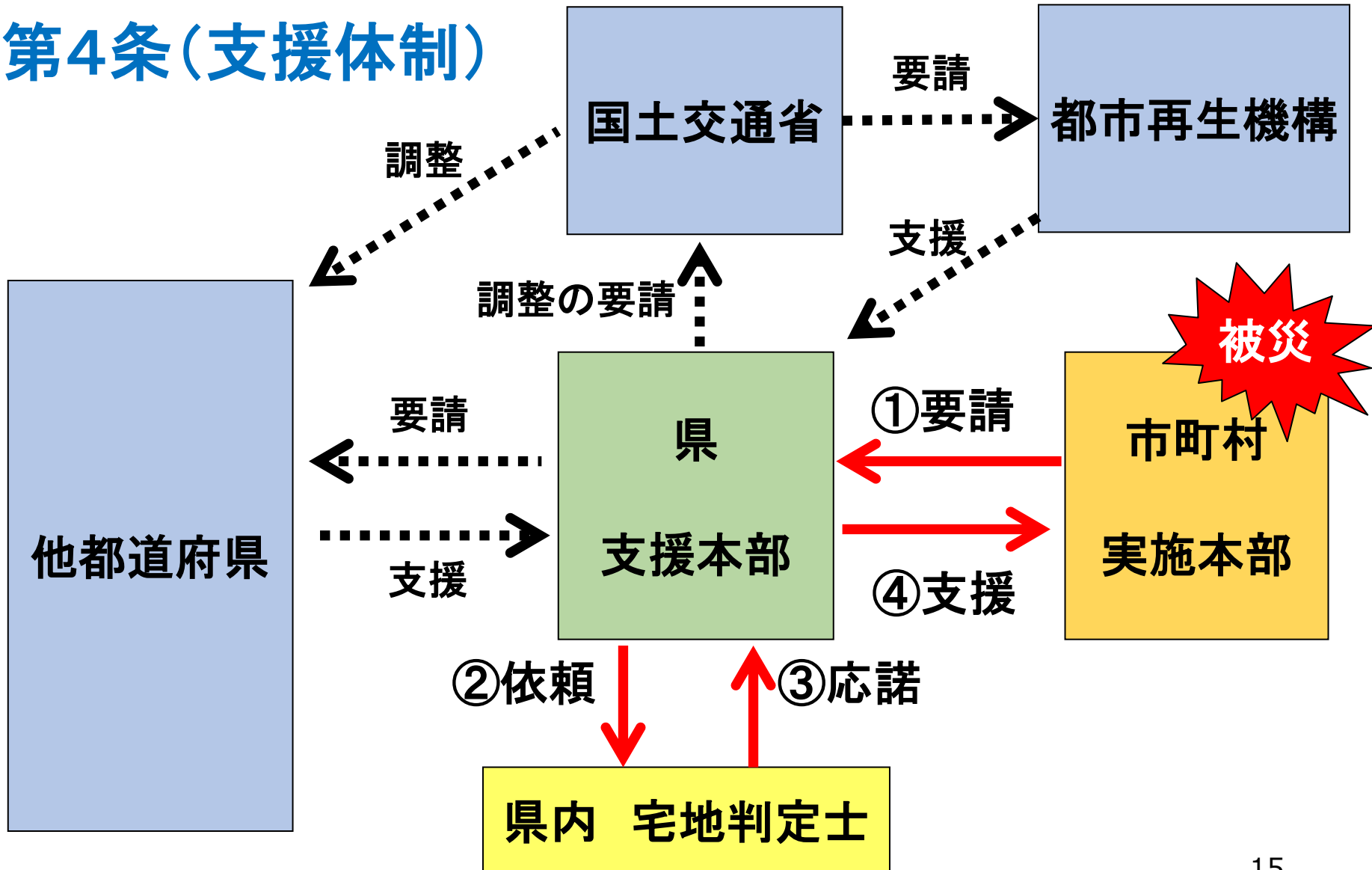
# 実施要項の要点について

## 第3条（責任体制等）

- ✓ 判定実施に伴い生ずる責任 → 被災市町村
- ✓ 判定実施に要する費用 → 被災市町村
- ✓ 支援活動に要する費用 → 県

# 実施要項の要点について

## 第4条(支援体制)





# 市町村の役割 (実施本部)

## 市町村の動き (担当部署)

- 被害情報を収集して**判定実施の要否を判断**
- 危険度判定を実施する必要があると判断したときは、市町村の災害対策本部のもとに危険度判定の**実施本部を設置して、判定活動を実施**
- 必要に応じて、**支援本部 (県)** に判定士の派遣や、資機材の提供などの**支援を要請**

# 実施本部の業務について

## 実施本部の業務

- ✓ 判定実施要否の判断
- ✓ 実施本部の設置
- ✓ 判定の実施計画の策定
- ✓ 県への要請
- ✓ 判定士の受入準備
- ✓ 判定調整員の配置
- ✓ 住民への広報活動 など

# 県の役割 (支援本部)

## 県の動き (担当部署)

- 市町村の実施する判定活動を支援するため、県の災害対策本部のもとに**支援本部を設置**
- 市町村から要請があった場合は、**判定士の招集・派遣**や判定活動に必要な**資機材を提供**
- 災害の規模が極めて大きい場合は、**国土交通省や他都道府県**に判定士の派遣等を要請

# 判定士の役割

## 判定士の動き

- 要請のあった判定士は、**協力の可否**について報告
- マニュアルを遵守するとともに、**実施本部（市町村）の指示に従い**、迅速かつ誠実に被災宅地の危険度判定を実施
- 判定士 **3名程で班を編成**し、判定を行う
- 危険と思われる宅地には立ち入らずに判定することもある
- 判定結果の**整理・報告**を行う

# 災害補償について

## 全国協議会が宅地判定士の補償制度を整備

### ✓ 本人または遺族に対する補償

- ・ 死亡時 2千万円
- ・ 後遺障害 限度額2千万円の範囲内の金額
- ・ 入院 1日当たり5千円
- ・ 通院 1日当たり3千円

### ✓ 他人の損害に対する補償

1件当たり限度額1億円の範囲内の金額

### ✓ 公務員判定士は通常、判定活動には公務として参加するため公務災害を適用

# 業務実施マニュアルについて

## 事前準備

- ✓ 市町村及び県の体制整備

基本的な事項は地域防災計画に位置付ける。

- ✓ 近隣県との連絡調整
- ✓ 判定士の養成・登録
- ✓ 判定調整員の養成
- ✓ 本部要員の養成
- ✓ 判定資機材の備蓄 など

住宅地図の備蓄をお願いします！



# 判定調整員について

- ✓ 宅地判定士の内から、知事が認定。
- ✓ 主な業務
  - 実施本部長の補佐
  - 宅地判定士の指導監督
  - 班編制、当日の判定方針の決定
  - 危険度判定結果の集計、評価
  - 判定結果の実施本部長への報告

# 判定後の対応について

## 1. 相談窓口

- 判定結果の説明
- 当面の対応

## 2. 復興の対応

- 応急措置
- 仮復旧

これ以上被害が拡大する（二次災害等）ことを防ぐ。  
その宅地を使用するのであれば、その後の降雨等による再度災害発生に対し、十分な警戒をとることが必要。

- 本復旧

**「被災宅地災害復旧技術マニュアル」**



# これまでの判定実施状況について

地震名	発生日	最大震度	被災宅地危険度判定結果(宅地)			
			調査総数	危険(赤)	要注意(黄)	赤+黄
兵庫県南部地震※ <sup>1</sup> (阪神・淡路大震災)	H7.1.17	7				1,874
鳥取県西部地震	H12.10.6	6強	396	139	155	294
新潟県中越地震	H16.10.23	7	3,759	627	491	1,118
福岡県西方沖地震	H17.3.20	6弱	454	183	168	351
新潟県中越沖地震	H19.7.16	6強	2,082	419	307	726
岩手・宮城内陸地震	H20.6.14	6強	378	39	59	98
平成23年東北地方太平洋沖地震	H23.3.11	7	6,456	1,450	2,142	3,592
平成28年熊本地震	H28.4.14	7	5,733 (20,022) ※ <sup>2</sup>	2,760	2,028	4,788
平成28年鳥取県中部地震	H28.10.21	6弱	939 (4,905) ※ <sup>2</sup>	228	389	617
平成29年台風21号 (奈良県三郷町)	H29.10.22	豪雨	19	7	10	17
平成30年 島根県西部を震源とする地震	H30.4.9	5強 (大田市)	143 (180) ※ <sup>2</sup>	36	54	90
		5弱 (美郷町)	4	1	2	3
平成30年 大阪府北部を震源とする地震	H30.6.18	6弱	66	30	28	58
平成30年 北海道胆振東部地震	H30.9.6	7	113	24	35	59
令和元年 山形県沖を震源とする地震 (7.8時点)	R1.6.18	6強	19	2	14	16

※<sup>1</sup>兵庫県南部地震時の数字は住宅・都市整備公団(当時)により調査を実施した宅地被害箇所数

※<sup>2</sup>カッコ内の数値は、簡易調査件数等を含んだ数値

# 長野県神代断層地震における判定実績

## ◆実施市町村

大町市、白馬村、小谷村、小川村  
(長野市は市独自に判定実施)

## ◆実施期間

平成26年12月 1日～4日、 8日、12日  
(延べ6日)

## ◆実施体制

延べ118人 (県24人、市町村94人)

# 長野県神代断層地震における判定実績

## ◆判定作業等

- 異常がない場合も含め、すべての宅地について調査票を作成
- 調査票には平面図のみ記載
- 自然斜面は基本的に判定対象から除外  
(土砂災害の危険がある場合は、要注意(黄)を表示)
- ステッカーは危険(赤)、要注意(黄)のみ表示

## 被災宅地危険度判定結果

# 危険宅地

## UNSAFE

- ◆ この宅地に立ち入ることは危険です
- ◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい
- ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています

注記：

調査番号

判定日時 平成26年12月 日 午前・午後 時現在

長野県災害対策本部 電話 026-235-7297  
(建設部都市・まちづくり課 被災宅地危険度判定担当)

## 被災宅地危険度判定の結果について

- 地震によって被災した宅地(擁壁)において、その後の余震等により地盤や擁壁が崩れたりすることにより、人命に危険を及ぼすおそれがあります。  
このため、県が被災宅地危険度判定士による調査を行い、被災した宅地の危険度を判定しました。
  - 家屋被害を応急的に判定する「被災建築物応急危険度判定」とは違い、宅地被害を判定する制度です。
  - 罹災証明のための被害調査ではありません。
  - 宅地以外の自然斜面(裏山、がけ等)は、判定の対象としていません。
  - 判定結果表を、危険(赤色)、要注意(黄色)、調査済(青色)に区分し、危険、要注意のみ宅地や擁壁にステッカーを張り付けてあります。
  - 赤色の宅地**は、**立ち入ると危険**です。  
立ち入りは、専門家に相談して応急措置を行った後にしてください。
  - 黄色の宅地**は、立ち入る場合には**十分注意**してください。
- 被害の程度が小さいと考えられる調査済み(青色)については、ステッカーの貼り付けを行っていません。

# 長野県神代断層地震における判定実績

## ◆判定結果

市町村	危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (表示なし)	計
大町市	4件	18件	67件	89件
白馬村	29件	53件	546件	628件
小谷村	16件	44件	169件	229件
小川村	6件	7件	7件	20件
合計	55件 (5.7%)	122件 (12.6%)	789件 (81.7%)	966件

# 熊本地震における判定士派遣実績

- ◆ 実施市町村  
熊本県上益城郡益城町
- ◆ 実施期間  
平成28年5月21日～5月24日  
(全4日間)
- ◆ 実施体制  
延べ12人 (県職員12人)











